

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 62

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.62

全北海道教職員組合

2020.9.10

道教委が変形労働時間制導入へ意向調査を通知

制度について教職員に丁寧に説明し

議論した結果を回答に反映させるべきです

●「1年単位の変形労働時間制」導入へ、条例制定に向けた意向調査を実施

道教委は、9月9日、道立学校長と市町村教委教育長に対し、「1年単位の変形労働時間制」導入についての意向調査を通知しました。この意向調査について、道教委は、制度導入のための条例制定を行うにあたっての参考とするためのものであると説明しています。

意向調査の回答期日は9月24日(木)17時です。4連休を挟むため、実質的には来週1週間が回答の検討期間となります。

<p>簡易申請受付 1/3 ページ</p> <p>環境依存文字について</p> <h3>公立学校の教育職員における「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制導入について (各市町村教育委員会用)</h3> <p>「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制は、令和3年4月1日から施行されますが、各市町村教育委員会の実情に応じて、その所管する学校の県費負担職員が本制度を活用しようとする場合には、あらかじめ道において条例整備などを行う必要があることから、道における検討の参考として、現時点における各市町村教育委員会の意向を確認したいので、本調査に御協力をお願いいたします。</p> <p>ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。 印は必須項目です。必ずご記入ください。 60分間通信がない(ページ移動がない)場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。</p> <p>[1] 市町村名について、総務省が設定した市町村コード(6桁数字)を記載してください。</p> <p>半角数字で6桁の数字を記載してください。(※「01****」の番号となります。コード番号は通知文に添付しています。)</p> <p>(数字6文字)</p> <input type="text"/> <p>[2] 本調査の御担当者の職氏名を記載してください。</p> <p>(1文字以上50文字まで)</p> <input type="text"/> <p>[3] 本調査の御担当者の連絡先(電話番号)を記載してください。</p> <p>(ハイフン区切り) 入力例:012-345-6789</p> <p>2020/09/10</p>	<p>簡易申請受付 2/3 ページ</p> <input type="text"/> <p>[4] 貴教育委員会において、「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制について、現時点でどのように考えているのか、次から選択してください。</p> <p><input type="radio"/> 令和3年度から、職員が活用できるよう導入を検討したい。</p> <p><input type="radio"/> 令和3年度は難しいが、令和4年度以降、職員が活用できるよう導入を検討したい。</p> <p><input type="radio"/> 導入する予定はない。</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p>[7] 法令や国指針に基づく範囲内で、本制度の運用にあたり要望等があれば記載してください。</p> <p>(例) 国の条例、規則の例では、都道府県規則において1日の勤務時間が2パターン(9時間、8時間30分)が設定されているが、学校の実情に応じた勤務時間が割り振れるよう、柔軟な規定として欲しい。 (1文字以上200文字まで)</p> <input type="text"/> <p>確認</p> <p>一時保存 入力途中の内容を一時的に保存します。</p> <p>お問い合わせ先 部署名 教育庁教職員局教職員課 電話番号 011-204-5723 メールアドレス ishikawa.gen@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>2020/09/10</p>
--	--

●「まず、各学校で検討」すること

「1年単位の変形労働時間制」導入を可能とする条例制定について、文科省の作成した「導入の手引」には「条例等を整備するに当たっては、例えば県費負担教職員については、まず、各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において、省令や指針等を踏まえて条例等を整備すること」(p8)とされています。そのため、市町村教委教育長あての通知では、「所管の学校の意見も伺いながら」とされています。

各学校で検討をするためには、制度について丁寧な説明が必要となりますが、通知では、文科省が作成した「導入の手引」や動画を参照するよう示したのみで、道教委として、制度について説明する資料は用意されていません。

また、回答期日までの僅か1週間程度では、各学校で十分な検討を行うことができず、教職員の議論をふまえずに意向調査へ回答されかねません。

●各職場で「1年単位の変形労働時間制」についての学習・対話を

「1年単位の変形労働時間制」は、長時間労働を固定化し、いっそうの長時間労働をまねく恐れのあるものであり、文科省自身も、この制度を「導入すること自体が日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものではありません」(「導入の手引き」p2)としています。道教組は、制度導入に反対し続けてきました。制度導入について、道教委が十分に説明しないのであれば、私たちが制度の問題点を学習し、対話を広げて問題意識を共有していくことが必要です。

全教は、学習討議資料「STOP! 『1年単位の変形労働時間制』」を作成しました。また、学習動画も作成しています。この「止めよう! 変形労働制」ニュースは、意向調査の回答期日である24日まで毎日発行を続けます。これらの資料を活用し、「1年単位の変形労働時間制」について職場での学習・対話を広げ、議論し、導入反対の声を上げましょう。

1年単位の変形労働時間制
学習動画は、
こちらから→



●長時間過密労働の根本的な解決を求める声をあげよう!

学校の長時間過密労働の解消は、少人数学級を大きく前進させるとともに、教職員を大幅に増員し1人あたりの業務量を大幅に削減すること以外にありません。

道教組は、5月上旬から20人以下の少人数学級実現を求めるキャンペーンを展開し、様々なとりくみを進めてきました。この声は全国各地に大きく広がり、世論の高まりによって、国も少人数学級の検討を始めました。みんなで声を上げれば、必ず変わります。

「1年単位の変形労働時間制」導入についての意向調査に対して、私たちは、職場の教職員みんなでこの制度の内容を検討し、長時間過密労働を固定化する制度導入は必要ないという声を、道教委に届けましょう。



教職員とその家族を守る
全教自動車保険

5つの
特徴

- ①無事故割引を引き継げます
- ②団体扱い割引を10%に拡大
- ③家族の車もまとめるとさらに割引
- ④退職者もメリット引き継ぎで安心
- ⑤申し込んだその日から安心

有限会社 川上企画

(道教組指定代理店)

札幌市中央区大通西12丁目4-78

TEL:0120-222-789 FAX:011-218-2472